

誓約書

私は、【 求職活動 開業準備 】に専念するため、次の事項を誓約するとともに、注意事項を承諾し、保育施設の利用（継続）を希望いたします。

【誓約事項】

- ①速やかに就労決定または開業し、期間に就労・就労予定証明書を提出します。
- ②（2・3号認定の場合）活動状況について、毎月25日までに報告書類を提出します。
- ③（求職活動の場合）公共職業安定所でハローワークカードの交付を受け、公共職業安定所での相談や企業等との面接など、自宅外での求職活動を最低でも週に2回（2日）以上行います。

【求職活動または開業準備予定期間】

令和 年 月 日から 令和 年 月 日 月末日まで

※新規申込の場合（保育利用開始希望日から起算）

継続利用等の場合（退職日等から起算）

【その他注意事項】

- 求職活動または開業準備により保育施設を利用（継続）できる期間は、開始日から起算して90日の属する月末までです。
- 決定（開業）する就労の条件：賃金が発生する労働であり、就労時間が月合計60時間以上であること
※賃金の発生しない自宅の手伝い等は認められません。
- 期間内に就労等が決定しなかった場合は、認定取り消しとなります。2・3号認定の場合は、併せて保育利用の解除（退所）となります。
- 期間内に就労が決定した場合で、就労開始までの期間が1ヶ月以上ある場合、その間、求職活動または開業準備もしくは就労を行わずに保育利用（継続）することは認められません。
- 誓約事項が不履行の場合や虚偽の報告を行った場合は、期間に関わらず支給認定が取り消されます。
2・3号認定の場合は併せて、保育利用の解除（退所）となります。
※虚偽の報告や不正により保育利用していた場合は、市が保護者に代わって施設に支払った施設型給付費（運営費用）の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- （2・3号認定の場合）求職活動中は保育短時間での利用となります。決定（開業）する就労時間によっては標準時間保育に変更できますが、時間の変更は就労証明書提出の翌月からになります。

年 月 日

宮崎市長 殿

誓約者住所 _____

誓約者氏名 _____ 印

連絡先 _____

利用（申し込み）施設名 _____

ふりがな 児童氏名 _____ ふりがな 児童氏名 _____

ふりがな 児童氏名 _____ ふりがな 児童氏名 _____